

規約	施行規則
<p>(二重価格表示の制限)</p> <p>第6条 事業者は、自店販売価格に他の販売価格を比較対照価格として表示（値引率又は値引額による表示を含む。以下「二重価格表示」という。）する場合には、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。</p> <p>(1) 比較対照価格としてメーカー希望小売価格及び自店平常（旧）価格以外の価格を用いること。</p> <p>(2) 旧型（型おくれ）又は旧式の家電品について、その旨を明示せずに二重価格表示を行うこと。</p> <p>(3) オープン価格商品について、比較対照価格として、撤廃されたメーカー希望小売価格等を用いること。</p>	<p>第5条 規約第6条に規定する用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、取引を申し出た期間における当該申出に係る家電品を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「メーカー希望小売価格」とは、製造事業者等が、自己の供給する家電品にその希望する小売価格として付し、かつ公表している価格をいう。</p> <p>(3) 「自店平常（旧）価格」とは、取引の申出に係る家電品について、最近相当期間にわたって販売されていた当該家電品の価格をいう。</p> <p>(4) 「オープン価格商品」とは、製造事業者等がメーカー希望小売価格を付さないで発売している家電品又は製造事業者等が発売後メーカー希望小売価格を撤廃した家電品をいう。</p> <p>2 事業者が自店販売価格と提供ポイント数又は率を併記する場合において、最近相当期間にわたって提供していたポイントを大幅に上回るポイントを提供するときは、最近相当期間にわたって提供していたポイント数又は率を提供ポイント数又は率に近接して表示するものとする。</p>